

科学技術・学術審議会人材委員会・中央教育審議会大学分科会大学院部会合同部会の
公開について(案)

平成30年〇月〇日
科学技術・学術審議会人材委員会・
中央教育審議会大学分科会大学院部会
合同部会決定

科学技術・学術審議会人材委員会・中央教育審議会大学分科会大学院部会合同部会
(以下、「合同部会」という。)の公開については、以下のとおりとする。

(会議の公開)

第1条 合同部会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 主査の職務を代理する者の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、主査が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、個別利害に直結する事項に係る場合、審議の円滑な実施に影響が生じるおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第2条 合同部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課(この条において「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者(この条において「登録傍聴人」という。)は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 会議を撮影し、録画し、又は録音することを希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影、録画又は録音は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 会議を撮影し、録画し、又は録音するに際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。
 - 二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
- 4 主査は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

(会議資料の公開)

第3条 主査は、合同部会の会議において配布した資料を公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ

があると認めるとき、個別利害に直結する事項に係るとき、審議の円滑な実施に影響が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

- 第4条 主査は、合同部会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、個別利害に直結する事項に係るとき、審議の円滑な実施に影響が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附則

この規則は、合同部会の決定の日（平成30年〇月〇日）から施行する。